

○南空知公衆衛生組合職員表彰規程

〔平成24年4月1日〕
規程第1号

（趣旨）

第1条 南空知公衆衛生組合職員（以下「職員」という。）で顕著な功績又は模範として推奨に値する業績若しくは善行のあった者に対して、この規程に定めるところにより表彰する。

（表彰の事由）

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対し行う。

- （1）職務に関し有益な研究、考察、発明、発見をした者
- （2）特に重要な組合の業務に関し、抜群の努力をし、成績顕著な者
- （3）職務に関し、特に他の模範とするに足るべき行為のあった者
- （4）職務の内外を問わず善行のあった者
- （5）勤続10年以上（20年を超える者にあつては、10年を加えるごと）で勤務成績の優良な者

（表彰の取消し）

第3条 前条各号のいずれかに該当する職員が懲戒処分を受け、若しくは刑事事件等により起訴された場合、又は職員としての品位を失する行為をしたときは、その表彰は行わない。ただし、その後の勤務成績が特に優秀な者については、この限りでない。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状及び金品を授与して行うものとする。

- 2 職員の表彰に際し授与する金品の額については、毎年度予算の範囲内とする。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、毎年11月1日現在の調査により同月23日に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。